

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとる措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 教育成果を上げるための具体的方策

(学士課程)

- ・全学共通教育の統合的実施組織として、全学共通教育推進機構を設置する。英語力向上のための対策クラスを展開するとともに、TOEIC試験の結果を分析する。健康体力科目については、平成20年度に開発した心身の調和的発展に寄与する教育プログラムを推進するとともに、体育関連設備の更新計画を立てる。また、情報教育について、平成22年度から新たな科目編成で実施するための準備を行う。
- ・人間学の科目として、「生命・人間・倫理」「社会福祉論」「遺伝子と社会」の3科目を新たに開講する。また、全学共通教育推進機構において、人間学の今後のあり方の見直しを行う。
- ・BRD (Brief Report of the Day : 当日レポート方式) を用いるとともに、添削指導等を行うことにより、学生の表現能力の向上を図る。
- ・各学部で行われているプレゼンテーションの技能向上などの自己表現方法の学習に加えて、学部横断型の「地域再生システム論」を新規開講し、地域でのフィールドワークやワークショップなど多様な授業方式による実践的な教育を行う。
- ・全学横断的科目として、生命倫理をテーマとした「生命・人間・倫理」を人間学科目として新規開講する。また、全学共通基礎科目として情報倫理を扱う「情報リテラシー」を、工学部専門科目として技術者の倫理を扱う「技術者倫理」を、それぞれ平成22年度から開講するため、その内容の確定を行う。

(大学院課程)

- ・平成20年度に確定した大学院課程の教育内容に基づき教育を行う。
- ・図書館資料の活用やIT活用による検索など、主に社会人学生を対象とした研究能力の向上のための研修を充実させる。
- ・博士後期課程の学生に対して、国際学術誌への原稿提出料を支援する。

イ 卒業後の進路等に関する具体的方策

- ・キャリアセミナーや各種講座を開講するとともに、インターンシップの単位化を実施し、学生の職業観・勤労観の醸成に努める。
- ・「人間探求学」の授業、1、2回生向け「キャリアデザインセミナー」、留学説明会や留学体験発表会の開催などにより、入学後の早い段階から、大学院への進学や留学なども視野に入れた進路設計を支援する。また、海外留学した学生の体験談などをまとめた滋賀県立大学独自の留学ガイドブック（留学向け履修モデル）を作成する。

ウ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・卒業後においても資格取得などのスキルアップができるなど、長期的な視点からも教育の成果が得られるよう科目構成や授業内容の見直しを図る。

- ・ 学士課程 4 年間の教育の成果・効果を総合的に分析するため、卒業する学生に卒業時調査を行う。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

ア 入学者受入方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

(学士課程)

- ・ 大学入試センター試験と個別学力検査との配点割合を見直し、よりアドミッション・ポリシーを反映させた選抜を行う。
- ・ 人間看護学部において、平成 22 年度の推薦入試募集定員を 15 人から 20 人に変更する。

(大学院課程)

- ・ 交換留学生協定校からの留学生受入など、外国人留学生受入基本方針に基づき留学生を積極的に受け入れる。

イ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(学士課程)

- ・ 新入生が大学の授業内容にスムーズに移行できているかについて、前期・後期に新 1 年生への調査を実施する。
- ・ 人間学科目の体系性についての検討を進める。
- ・ 留学のための説明会や相談会を充実させ、学生の海外留学に対する意識を高める。また、外国人留学生や JCMU (ミシガン州立大学連合日本センター) の学生による外国語会話教室など、実践的な外国語使用の機会を提供する。
- ・ 平成 22 年度から情報処理教育を新たな内容で行うとともに、これに対応するため関連する教育課程の変更申請等を行う。
- ・ 学生に対する本学と他大学との相互の提供科目に関する情報提供方法を改善し、単位互換制度の活用の推進に努める。
- ・ 卒業研究発表会を引き続き公開で実施し、広く学習・研究成果を問う体制を整える。
- ・ 工学部において、平成 23 年度の JABEE の審査・認定に向けて、学科プログラム別にシステム運用管理外部委員会を設置し、教育点検・改善のためのアンケートを実施する。

(大学院課程)

- ・ 履修モデルがより学生にわかりやすいものとなるよう、各研究科において改善に努める。
- ・ 客員研究員等の協力を得て、外国語による講義の機会を設ける。
- ・ 大学院生の研究成果の発表記録の整備を進め、各研究科ホームページおよび図書情報センターの研究成果データベースに掲載することにより、第三者からの評価が受けやすくなる環境を整備する。

ウ 授業形態、学習指導方法等に関する具体的方策

(学士課程)

- ・ 人間学の開講科目を増やし、クラス規模の適正化に努める。また、英語の 2 年生クラスについて、1 年生クラスと同様に少人数化 (1 クラス 30 人) を図る。
- ・ WEB 版シラバスの内容を充実するため、教育実践支援室において研修会を行う。
- ・ 学生に自学自習の姿勢を身につけさせるとともに、教育内容の定着を図るため、平成 20 年度に始めた学生に宿題を課し、添削する教育プログラムの普及に努める。
- ・ フィールドワークなど多様な授業方法を盛り込んだ専門科目「地域再生システム論」を開講する。

- ・インターンシッププログラムを整備し、単位認定科目として開設する。

(大学院課程)

- ・外部研究プロジェクトの相互交流を進め、平成20年度に引き続き大学院生が積極的に参加しやすいようにする。
- ・学会論文として修士論文の投稿数を増加させる。
- ・外国人研究者の滞在機会を活用し、計画的な授業参加を推進する。

エ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

(学士課程)

- ・新1年生からGPA制度を試行的に導入する。
- ・卒業研究の審査について、その方法、手順、基準等の見直しを進め、ルールとしての明確化を図る。

(大学院課程)

- ・平成20年度に行った各授業科目についての成績評価の要素・配分の明示を徹底させる。
- ・平成20年度に見直した学位論文の審査方法、手順、基準等を学生に明示する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・教員の選考にあたっては、引き続き面接・プレゼンテーション等の手法により、教育に関する能力を評価して採用する。また、専門科目だけでなく全学共通科目についても教育できる人材の確保に努める。
- ・教員の採用は、引き続き原則公募制により行い、客観性・透明性ある人材登用に努める。
- ・人事計画に基づき、引き続き女性・社会人・外国人の教員の積極的な任用に努める。
- ・学生の履修登録、シラバス作成等の電子化と事務手続きの簡素・効率化を図るため、学務事務管理システムを導入する。

イ 教育環境の整備に関する具体的方策

- ・図書情報センターの土曜開館（月1回）を継続するとともに、学生向けのデータベース活用研修を実施するなど、図書館のより利用しやすい環境整備を推進する。
- ・学務事務管理システムの導入にあわせて、WEB版シラバスの改善を行うなど学生の自主的学習を支援する機能の充実を図る。
- ・学内LANの整備を行うとともに、全学の情報システムの統合化に向けての検討体制を整備する。

ウ 教育活動の評価および評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・教員による自主的な授業改善を支援するため、教育実践支援室員による相談体制を整える。
- ・学生による授業評価の結果を教員が共有し、活かせるような体制を整える。

エ 授業改善に効果的なFD活動を行うための具体的方策

- ・教育実践支援室において研修会などを行い、WEB版シラバスの作成・改良を図る。
- ・教員による授業方法の改善を支援するため、BRD（当日レポート方式）の研修など、これまでの入門的FD研修からさらに発展させたFD研修を実施する。また、授業改善に学生からの視点を活かせるよう、学生参加型のFDプログラムを設ける。

- ・教員がこれまで以上に多様な方法を用いて教育実践ができるように、教育補助員制度を導入してその活動を支援する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学習相談や生活相談、経済的支援に関する具体的方策

- ・平成20年度に整備した全学部・学年における少人数指導体制により、きめ細かな学生支援を行う。
- ・オフィスアワーの認知度を高めるために、宿題の受け渡し等を通じ学生の積極的な活用を促す。
- ・大学院生や学部上級生の学生サポートスタッフによる学生支援・相談対応体制を整備する。また、個々の学生の入学、成績、卒業、就職などの情報を統合的に取り扱う学務事務管理システムを導入する。
- ・学生支援センターの学生相談室において、臨床心理士による学生相談を行うとともに、学年担当教員との連携などにより問題を抱えている学生の早期発見・早期対応に努める。
- ・人権問題研修会を中心として、教職員や学生に対する啓発や人権感覚を高める研修会を引き続き実施する。
- ・学生の健康維持・向上を支援するため、定期健康診断や特別診断を引き続き行うとともに、ヘルスケアおよびメンタルケアの両面から健康相談室において随時健康相談や応急対応などを行う。
- ・平成20年度に新規開講した「若者の栄養と健康」を引き続き開講する。
- ・引き続き学生掲示板やホームページを通じて各種奨学金制度に関する情報の周知に努める。また、危機管理規程の制定に伴い、大規模災害発生時の緊急採用奨学金に関する随時相談受付など、きめ細かな対応を図る。
- ・経済的支援を必要とし学業に意欲ある学生に対する授業料減免制度を活用し、安心して学習できるよう支援を行う。
- ・滋賀県内に住所を有する生活困窮者に対する入学金減免制度を平成21年度入学生から導入する。また、平成23年度を目処に、成績優秀者給付型奨学金制度の創設に向けての検討を開始する。
- ・研究成果の発表を支援するため、引き続き教育実験実習費において学会参加負担金を助成する。

イ 就職支援に関する具体的方策

- ・初年次から留学や進学なども視野に入れたキャリア教育を引き続き実施するとともに、学年進行に応じたキャリアセミナーや講座の充実に努める。
- ・これまでの学生アンケート調査および企業アンケート調査の結果について全体的な分析を行い、講演会やガイダンスの実施計画の改善を図る。また、学生用の就職支援システム用端末を更新し、企業情報等の閲覧・検索の迅速化を図り、システム利用環境を向上する。
- ・企業研究会での卒業生との交流会や、各学部・学科での卒業生による説明会などを引き続き実施するなど、卒業生を通じた生の企業情報の提供に努める。
- ・学生が自己の職業適性を考え職業観・勤労観を高める機会として、インターンシップを単位認定科目として開設する。
- ・企業研究会、工学部支援会などでの企業関係者との交流を通じ、本学の教育研究内容のPRを一層充実させ、学生と企業とのマッチングに努める。
- ・各学科単位での就職情報をホームページに掲載し、引き続き企業や学生への情報提供に努める。また、就職先企業等の表示方法について、それぞれの学科等で見直しを図る。
- ・教職課程の科目をより円滑に履修できるように、専門科目の配置の見直しを行う。

ウ 社会人学生・留学生等に対する配慮

- ・平成20年度に実施した社会人学生アンケート調査結果に基づき、社会人学生向けのオフィスアワーを設けるなど教員に相談しやすい環境を整える。また、外国人留学生で組織する留学生会と連携し、教職員・日本人学生との定例懇談会を通じて留学生の状況を日常的に把握し、外国人留学生の修学支援に努める。
- ・留学生派遣のための事前学習プログラムの充実を図るとともに、留学を含めて4年間で卒業が可能なカリキュラムと履修方法を検討する。また、留学生の受け入れ・派遣について、滋賀大学との連携推進を図る。
- ・外国人留学生をTA等に活用できるよう努めるとともに、外国人留学生が日本で学んだ成果や体験談を聞く機会を設ける。また、外国人留学生が母国の文化を紹介する国際デーの開催やJCMUの学生向けのバスチャーター便を継続することにより、学内で異文化に触れる機会を設ける。
- ・留学生の住宅確保ができるよう、財団法人日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償制度を活用するために必要な機関保証人となる留学生支援会を支援する。
- ・留学生に対する経済的支援と本学への帰属心を高める観点から、大学のホームページに外国語版の整備を行うに際して、外国人留学生にその翻訳業務に携らせる。
- ・社会人学生の学習・研究成果を所属事業所等に紹介するなどして、所属先の理解を深めるよう努める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置

ア 目指すべき研究の方向性に関する具体的方策

- ・個々の教員が自由な研究テーマに基づき国際社会の未来に貢献するために行う研究に対して、引き続き特別研究費を支援する。
- ・平成20年度に組織した学内外の研究者によるチームの研究テーマをもとに、文部科学省等の公募プログラム・プロジェクトへ申請する。
- ・環境共生システム研究センターを中心に、持続可能な低炭素社会の構築を可能とするための研究に取り組む。

イ 大学として重点的に取り組む領域に関する具体的方策

- ・平成19年度および平成20年度の特別研究プログラム「自然共生流域圏の創生ー山ぎわから湖ぎわまでー」の実施結果を踏まえて、琵琶湖とその集水域の人と自然の共生システムの構築をめざした研究を重点的に推進する。
- ・地域の特産物を活かした農産物や繊維などの「ものづくり」を支援する研究に引き続き取り組むとともに、ガラス工学研究センターを中心にガラス製造技術に関する国際レベルの研究を引き続き推進する。
- ・地域住民の健康の維持と増進を目指した、看護を基盤とする健康教育システムの開発に取り組む。
- ・韓国国民大学校、モンゴル国立大学との学科間協定をもとにした人的交流を進め、東アジア比較都市研究の継続と平成20年度に行ったモンゴル・フブスグル湖周辺地域に関する文化人類学、民俗学、歴史学等の予備調査をもとにした研究を進める。

ウ 成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・教員の業績データベース、広報誌および学部報の内容をさらに充実する。また、世界標準の学術情報データベースとなりつつある Scopus に収録されている学術誌への投稿を積極的に推進する。
- ・学内外で開催する公開講座、セミナーにおいて、教員の研究成果を引き続き公開するとともに、学生の卒業研究作品等も大学サテライト・プラザ彦根などにおいて発表する。
- ・平成20年度に開放した体育館・野球場などの体育施設について、使用許可や使用料の徴収を適正に運用する。
- ・教員の研究業績データベースを整備し、また、外部からのアクセスの利便性を改善するとともに、地域産学連携センターや地域づくり教育研究センターをはじめとする専任教職員のコーディネートにより地域や企業ニーズを把握し、共同研究等をさらに促進する。

エ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策など

- ・教員の業績データベースを活用し、教員の研究活動に対する評価項目・配点をさらに改善する。
- ・研究戦略委員会において、各学問分野に応じた研究評価基準を調査し、それに見合う評価組織・制度のあり方を検討する。
- ・平成20年度の年度計画について県法人評価委員会の評価を受けるとともに、(独)大学評価・学位授与機構への認証評価の申請を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

ア 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・教育研究等において成果を上げた教員を理事長報奨制度などにより顕彰する。
- ・教員の採用は原則として公募制によるとともに、学外者を選考委員に登用した選考審査を行う分野をさらに拡大するなど、選考過程の客観性・透明性をより高めた教員選考を引き続き行う。
- ・教員のグループ化を促進するため、特別研究費による共同研究の支援やプロジェクト研究を引き続き推進する。
- ・若手教員に対し、研究費の面での優遇措置や特別支援措置を引き続き実施するとともに、他の優遇措置の可能性を検討する。
- ・平成20年度に検討・策定されたサバティカル制度を導入する。
- ・共同研究を行っている県内機関から優秀な研究者を客員教員または客員研究員として受け入れ、本学の活動に参画してもらうことにより研究の拡大と活性化を図る。
- ・学術交流協定を締結している大学等との研究者交流推進の一環として、学長裁量経費や外部資金などを活用して、外国人教員を積極的に受け入れるための経済的支援措置を整備し、研究活動の国際化を促進する。

イ 研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・一般研究費は、平成20年度の配分結果を分析し、業績評価における評価項目・配点を見直し、配分方法をさらに改善する。
- ・特別研究費のなかに、大学として重点的に推進する研究を支援する経費として、重点領域研究経費を引き続き戦略的に配分する。
- ・研究成果の公表を促進するための新たな予算措置は困難であるので、Scopus、Cinii 等のデータベースに収録されている学術誌等への投稿を支援、推進する。

ウ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・平成20年度に任命した特任教授による科学研究費補助金、公募型プロジェクト研究等の競争的外部資金への応募を支援する体制をさらに強化し、教員の申請書作成の労力を削減し、研究時間を確保する。

エ 知的財産の創出、取得、管理および活用に関する具体的方策

- ・知的財産ポリシーに沿って、弁理士を客員教授に迎え、研究成果等に係る特許相談会、特許申請などを行う。
- ・平成20年度に近畿経済産業局に採択された「地域イノベーション創出研究開発事業」や他の企業との共同研究等において、県内関係機関とともに研究開発を通じて得た成果を地域の企業へ技術移転を行う。
- ・大学の知的財産所有に寄与が大きい教員に対して、外部資金のオーバーヘッドを財源にインセンティブを与える。

オ 研究活動の評価および評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・Scopus等のデータベースを活用して、研究戦略委員会で検討する各学問分野に応じた研究評価基準の妥当性を調べ、研究の質の向上につなげる方策を検討する。
- ・研究戦略委員会において、平成20年度までに行ってきた重点的に取り組む領域を点検し、領域の改変または継続に対応して、学内外の研究者による研究チームの組織化を行う。

カ 県内諸機関との共同研究、学内外共同研究等に関する具体的方策

- ・企業等との受託研究、共同研究に加えて、長浜市等において住民参加型の地域活性化研究を滋賀県とともに促進する。
- ・水産試験場をはじめとする県内の他の機関との共同研究を実施する。
- ・琵琶湖の環境保全に関連したプロジェクト研究、および持続可能な低炭素社会の構築を可能とするための研究に関わる個人研究テーマを集めてグループ化し、組織的研究力の強化と若手研究者の育成を図る。
- ・平成20年度の海南大学に引き続き、学術交流協定を結んでいる海外の大学との研究者交流を推進するとともに、共同研究を立ち上げる。

3 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・社会貢献推進本部の組織・機能をさらに強化する。
- ・公開講座、公開講義、琵琶湖塾等を引き続き開講するとともに、医療機関従事者等を対象とした専門公開講座や産業界向けの新たな有料講座を大学サテライト・プラザ彦根等で開催する。
- ・近江環人地域再生学座において、社会人を積極的に受け入れ地域リーダーを引き続き育成するとともに、「環人会」ネットワークを活かし各地域で「地域再生フォーラム」を開催し、地域との連携を密にする。
- ・学生力を活かした地域活動である近江楽座を継続して展開するとともに、「地域再生システム論」を新規開講する。また、インターンシッププログラムを整備し、単位認定科目として開設する。
- ・地方自治体等からの要請を受け、引き続き各種審議会の委員などに積極的に参加する。

(2) 産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・電子システム工学科、地域産学連携センター等の教員による研究成果発表会、講習会等を活発に行い、地域の産学官との連携・交流関係を構築する。
- ・平成20年度に採択された「地域イノベーション創出研究開発事業」の推進とともに、新たに低炭素社会づくりに関する研究や新たな共同研究を通じて、地元企業への技術の移転を推進する。
- ・大学サテライト・プラザ彦根等において、ものづくりセミナーや「ニーズ・シーズ出会いの広場」等を新たに開催して大学が持つ知的資源を示し、行政や企業からのニーズを聞き出し研究契約を結ぶ「発掘型研究」を増やす。
- ・コラボしが21の大学サテライトなどにおいて、引き続き技術相談、研究者紹介等の活動実績を増やす。

(3) 地域の大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・彦根3大学・大学間連携コミュニケに基づく活動を推進する。また、琵琶湖生物生産や低炭素社会づくりに関するプロジェクトなどの具体的な課題を通じて、県内の他大学、研究機関等との連携研究活動を推進する。
- ・「湖北学学連携協議会」の活動に加え、新たに立命館大、龍谷大等とのネットワークを地域産学連携センター教員等により構築する。
- ・環びわ湖大学コンソーシアムとの連携の下、地域ブロック内における相互の提供科目に関する情報提供のあり方を検討し、活性化を図る。
- ・環境科学部および工学部と彦根東高校との協定に基づき、高校との実質的連携を試行する。

(4) 他諸外国等との教育研究交流、教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・交換留学生の増加を推進するために、留学を含めても4年間で卒業が可能なカリキュラムと履修方法を検討する。
- ・交換留学生など留学生の受け入れにあたり、日本での生活や学習に支障が出ないよう日本語・日本文化教育の充実を図る。
- ・地元自治体や地域ボランティア団体などと連携し、地域の歴史や文化を学ぶための基本的な交流プログラムを整える。
- ・学生の短期研修でつながりの深いレイク・スペリオル州立大学（ミシガン州）との間で、環境分野での学術交流を進めるための協議を行う。
- ・大学の英語版ホームページの充実を図り、海外への情報発信を進める。
- ・教育実験実習費において学会参加負担金の助成を続けるとともに、博士後期課程の学生に対して、国際学術誌への原稿提出料を支援する。

II 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・広報委員会の機能を強化するとともに、広報誌等による学外への情報発信を引き続き積極的に行う。

(2) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・学内委員会において幅広い観点から審議を行うため、可能な限り学外者を加える。

(3) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・学長裁量経費、外部資金間接経費等を資源として、地域社会の要望が強い研究や科学研究費補助金につながる研究を支援するなどの戦略的資源配分策を実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・全学共通教育の実施主体として、全学共通教育推進機構を設置するとともに、国際教育センターの改組の具体的な方向を確定する。また、近江環人地域再生学座を発展させた教育研究組織の検討を行う。
- ・研究マネジメントの経験がある教員の組織化を行うとともに、大学院に研究マネジメントに関連する講義科目を設ける。

(2) 教育研究組織の見直しの方向性

- ・CNS（専門看護師）教育課程の設置に向け、平成22年度の申請を目指した準備を行う。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・人事計画に定める定数表に基づき、法人の自律的な管理のもとで適正な定数管理を行う。
- ・教員の採用にあたっては、面接・プレゼンテーション等の手法により、教育研究に関する能力を評価する。

(2) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・人事計画に基づき、引き続き原則として公募により採用する。
- ・引き続き任期制を適用するとともに、年俸制についても検討する。

(3) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・平成20年度に構築した法人職員評価制度に従い、県職員に準じて適正な業務・成果を評価し、処遇する。
- ・教員の業績評価を給与に反映させるシステムを検討する。

(4) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・裁量労働制下における兼業・兼職規制の現状と課題を調査する。
- ・平成20年度に検討・策定されたサバティカル制度を導入する。（再掲）

(5) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- ・男女共同参画を推進するシステムを検討し、国際交流委員会などとともに、女性、社会人、外国人の教員の採用促進策を検討する。

(6) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・引き続き法人職員の計画的な採用を行い、適切な部署に配置することで事務体制の強化を図る。
- ・事務局職員人材育成方針の研修計画に基づき、学内研修および学外研修等を行い、職員の能力開発をする。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・効率的な事務組織を構築するため、事務組織の見直しを行う。

(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・学生の履修登録およびシラバス作成等の電子化と事務の集中化・効率化を図るため、学務事務管理システムを導入する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 公正で効率的な財務運用を達成するための措置

(1) 限られた資源を効率的に配分するための措置

- ・引き続き予算編成時に各学部長等と深く連携し、限られた予算枠の適正な配分に努める。
- ・平成20年度の配分結果を分析し、研究費配分の評価項目や配点を見直すなど一般研究費評価配分方式について引き続き改善に努める。

(2) 公正な財務運用を担保するための措置

- ・平成20年度について、決算を前年度決算との比較をするなど引き続きわかりやすく加工し、公表する。

(3) 使いやすく、無駄のない財務運用を可能にするための措置

- ・財務システム、事務手続きの見直しを引き続き行い、事務の効率化、経費節減に努める。
- ・研究費執行マニュアルをより読みやすくわかりやすいものに改訂する。また、多様化する商品の購入に対応するため、現地調達可能店舗の拡大を図る。

2 自己収入を増加するための措置

(1) 授業料・入学料収入を確保・増加するための措置

- ・他の国公立大学等の基準を参考に、収入面からみて授業料を適正な水準に定める。また、教職員間およびグループ間の連携により、引き続き授業料収入の100%確保に努める。
- ・教育・研究組織再編委員会において大学院博士後期課程の再編を行ったことを踏まえ、定員の充足をさらに促進するための支援策の導入を図る。

(2) 外部資金受け入れの増加に関する目標を達成するための措置

- ・平成20年度に任命した特任教授による科学研究費補助金、公募型プロジェクト研究等の競争的外部資金への応募を支援する体制をさらに強化し、外部資金獲得額の増加を図る。
- ・外部研究資金の申請や報告書作成を支援するために特任教授を引き続き任用するとともに、申

請を担当する事務体制を整備し、全学的な協力体制を構築する。

- ・教員の教育・研究・社会貢献業績データベースを活かして、コーディネータを中心に企業や行政機関等への働きかけを強め、「発掘型受託研究、共同研究」の実績を増やす。
- ・各学部等別の外部資金獲得状況をホームページで公表する。
- ・特に高額な外部研究資金を獲得した研究者に対して、オーバーヘッドを財源にした研究費配分の面を含めて支援措置、優遇措置を実施する。
- ・産学官連携コーディネータ人件費や外部資金獲得につながる研究課題の準備研究費として、外部資金の間接費を引き続き活用する。

(3) 公開講座から収益を得るための措置

- ・公開講座、公開講義、琵琶湖塾等を引き続き開講するとともに、医療機関従事者等を対象とした専門公開講座や産業界向けの新たな有料講座を大学サテライト・プラザ彦根等で開催する。(再掲)

(4) 大学施設利用を有料化するための措置

- ・平成20年度に開放した体育館・野球場などの体育施設について、使用許可や使用料の徴収を適正に運用する。(再掲)

(5) 不要品等の売却から収益をうるための措置

- ・引き続き不要品等の売却を行う。

3 経費を抑制するための措置

(1) 人件費を抑制するための措置

- ・効率的な事務体制を構築するため、事務の集中化と効果的なアウトソーシングを行う。

(2) 光熱水費を抑制するための措置

- ・学内におけるカーボンマネジメント制度を検討し、光熱費削減につながる方策を可能なものから実施する。

(3) 物品購入費を抑制するための措置

- ・一括購入を進めるなど引き続き購入費の抑制を目指す。
- ・学内グループウェアで公表している固定資産等のリストを随時更新し、共同利用しやすい環境を整える。

(4) 業務委託費を抑制するための措置

- ・引き続き、契約方法等の見直しを進める。

4 資産の運用管理を改善するための措置

- ・資金管理規程において「資金は、資金管理方針および資金管理計画に基づき、適正に管理して安全有利に運用しなければならない。」と定めたことから、この規定に基づき、引き続き適切に運用・管理する。
- ・学内グループウェアで公表している固定資産等のリストを随時更新し、共同利用しやすい環境を整える。(再掲)
- ・教員研究室、実験室、共用スペースの有効利用を図るため、電子システム工学科開設にあたっ

ての実験室・共用スペースについて、新学科棟で捻出できないスペースを学科間で融通する。

IV 自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・認証評価のための特別委員会を設置するとともに、学部等の自己評価、外部評価、全学的自己評価および外部評価の結果を踏まえ、(独)大学評価・学位授与機構への申請を行う。
- ・実施した学部等の自己評価、外部評価、全学的自己評価および外部評価の結果を踏まえ、(独)大学評価・学位授与機構への申請を行う。

(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・法人評価の評価結果のみならず、学部等の自己評価、外部評価、全学的自己評価および外部評価の結果を学内外に公表するとともに、学内では自己評価委員会、連絡調整会議等を通して意見・改善策を収集し、認証評価に向けて活用する。
- ・教員の教育、研究、地域・社会貢献、学内貢献の各分野における活動を評価し、一般研究費の配分に反映させたことから、給与その他への反映について、引き続き検討を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ホームページによる積極的な情報発信に努めるとともに、ホームページの閲覧情報の分析を進め、利用者のニーズに即したホームページの改善にさらに努力する。また、ホームページ更新に係る作業の軽減を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」に基づき、引き続き誰もが利用しやすい施設として整備を図る。また、本学の屋外に設置されている案内表示や標識について、全学的なサイン計画のもとに見直しを行う。
- ・各学部・グループによる環境こだわり (ISO14001) への取り組みを推進するとともに、エネルギー管理の運用などを通じて省エネ対策を実施することにより、引き続きエコキャンパスの構築に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・衛生委員会の開催、産業医による職場巡視、研修会の開催および健康管理に関する情報の提供により、職場の安全および健康の維持増進に努める。
- ・平成20年度に策定した危機管理規程および危機管理対策基本マニュアルの的確な運用により、大学において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処する。
- ・危機管理や法令遵守に関する研修会を引き続き開催し、意識の向上を図る。

3 人権の啓発に関する目標を達成するための措置

- ・人権問題研修会を中心として、教職員や学生の人権感覚を高める啓発や研修会を引き続き実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画

1 予算（平成21年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2, 6 2 8
自己収入	1, 7 8 1
授業料および入学金検定料収入	1, 6 9 5
雑収入	8 6
産学連携等研究収入および寄附金収入等	2 5 1
目的積立金取崩	9 0
計	4, 7 5 0
支出	
業務費	4, 6 1 8
教育研究経費	3, 4 6 0
一般管理費	1, 1 5 8
施設整備費	0
産学連携等研究経費および寄附金事業費等	1 3 2
計	4, 7 5 0

〔人件費の見積り〕

期間中総額2, 9 0 7百万円を支出する。（退職手当は除く。）

2 収支計画（平成21年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	4, 7 4 5
經常費用	4, 7 4 5
業務費	4, 1 7 3
教育研究経費	1, 0 2 7
受託研究費等	1 0 1
役員人件費	7 3
教員人件費	2, 3 4 1
職員人件費	6 3 1
一般管理費	4 4 8
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1 2 4
臨時損失	0
収入の部	4, 6 7 4
經常収益	4, 6 7 4
運営費交付金収益	2, 5 3 0
授業料収益	1, 3 8 2
入学金収益	2 6 1
検定料収益	5 1
受託研究等収益	1 0 3
寄附金収益	1 1 1
財務収益	0
雑益	1 1 2
資産見返運営費交付金等戻入	3 6
資産見返寄附金戻入	1 7
資産見返物品受贈額戻入	7 1
臨時利益	0
純利益	△ 7 1
目的積立金取崩益	7 1
総利益	0

3 資金計画（平成21年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	4, 9 2 0
業務活動による支出	4, 6 2 6
投資活動による支出	1 2 4
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	1 7 0
資金収入	4, 9 2 0
業務活動による収入	4, 6 6 0
運営費交付金による収入	2, 6 2 8
授業料および入学金検定料による収入	1, 6 9 5
受託研究等収入	1 0 3
寄附金収入	1 2 2
その他の収入	1 1 2
投資活動による収入	0
施設費による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	2 6 0

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

7億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上および組織運営の改善に充てる。

Ⅹ 滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画

なし

2 人事に関する計画

教員人事については、学長管理枠の運用を行うため、人事計画に基づく教員配置を進める。また、事務局職員については、人事計画に基づき法人職員の採用を進める。

3 積立金の使途

90百万円を平成21年度予算の教育研究および組織運営の財源として充当する。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

別表（収容定員）

平成21年度	環境科学部	720人
	工学部	540人
	人間文化学部	640人
	人間看護学部	280人
	環境科学研究科	100人（前期課程72人、後期課程28人）
	工学研究科	81人（前期課程66人、後期課程15人）
	人間文化学研究科	51人（前期課程34人、後期課程17人）
	人間看護学研究科	24人（修士課程24人）